宇美町公告第12号

入　札　公　告

消防自動車の売却について、次のとおり条件付一般競争入札を行うこととしたので、宇美町契約規則（平成21年宇美町規則第5号）第5条の規定に基づき公示する。

令和8年11月2日

宇美町長　　安川　茂伸

１．入札に付する事項

消防自動車の公売

２．入札物件

(1)　物　件　名　ポンプ付消防自動車

(2)　型　　式　日野　PD-XZU378M

(3)　初年度登録　平成17年12月

(4)　車検満了日　令和9年12月10日

(5)　走行距離　17,757㎞

(6)　登録番号　福岡830　て　6

(7)　売払い条件　赤色警光灯、サイレン等、ボディー文字、マーク等については引渡しまでに取り外し又は消去のうえ現状引渡し

３．公売予定価格　　400,000円

４．入札物件に係る費用負担について

車両の新規登録に係る費用は、全て購入者の負担とする。

５．競争入札参加資格

当該入札に参加する者に必要な資格は、この公告の日から落札者決定までの間において次の要件に該当しない者であること。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に規定する者

(2)　成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者

(3)　破産者で復権を得ていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(4)　暴力団等、暴力団員等又はそれらのものと密接な交際又は社会的に非難される関係を有していることが明らかな者

(5)　当該入札の実施に係る事務に従事している宇美町職員及びその家族

６．入札に関する禁止事項

入札に際し、次の事項は禁止するものとする。なお、禁止事項に該当した入札であると認められた場合は、当該入札を無効とする。

(1)　同一の者（共有での申込の場合も含む。）が複数枚の入札書を提出すること。

(2)　提出した入札書を差替え又は訂正をすること。

７．入札関連書式の配布

入札に参加しようとするときは、次の入札に関する書類等を、宇美町役場地域コミュニティ課で受領すること。

(1)　誓約書【別紙 2】

(2)　入札書【別紙 3】

(3)　委任状【別紙 4】

８．現車確認

(1)　現車確認期間　令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 12 月 3 日（木）まで
9 時から 16 時まで（※12 時から 13 時までは除く）
土日、祝日を除く

(2)　現車確認予約　現車確認日の前日まで（平日）に電話にて予約すること。
宇美町役場　地域コミュニティ課　危機管理係　092-933-5500

９．入札保証金

免除とする。

１０．質疑応答

この入札に係る質疑は、**令和 8 年 11 月 26 日（木）　16 時**まで受け付けるものとする。質疑に対する回答は、**令和 8 年 12 月 3 日（木）　16 時**までに宇美町のホームページに掲載するほか地域コミュニティ課の窓口で行う。

なお、質疑の方法は、メール又は Fax によるものとし、宛先を宇美町役場地域コミュニティ課とした上で「消防自動車公売に関する質疑」等の表題を付すこと。メールアドレス及び Fax 番号は、次のとおり

(1)　メールアドレス：kikikanri@town.umi.lg.jp

(2)　Ｆａｘ　番　号：(092)934-2275

１１．入札会

入札は、次の日時等に開催する。なお、入札会は、公開で行い、入札者以外でも傍聴できるものとする。ただし、入札会場の都合等により傍聴を制限することがある。

(1) 開催日時　**令和 8 年 12 月 10 日（木）　午前 10 時 15 分から**

(2)　入札会場　宇美町役場　**西館 2 階　会議室**

(3)　必要書類　入札書（別紙３）、本人又は代理人を確認できる書類（免許書等）、委任状（別紙４）（代理人が入札書を提出する場合のみ必要）、誓約書（別紙２）

(4)　失格　入札会に遅刻した、若しくは前号の書類に不備が有る、又は提出をしない者は失格とする。

１２．入札方法等

入札は、入札会の日時に、所定の必要書類を提出することにより行うものとする。代理人が入札書を提出する場合は、あらかじめ委任状を提出しなければならない。

郵送により入札書その他の必要書類を提出する場合は、入札会の 3 日前までに郵送しなければならない。この場合、入札会の 3 日前までの消印があるものを有効とする。

入札書の作成及び提出に当たっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 入札書は、本公告に定める様式（別紙 3）を使用しなければならない。

(2) 入札書に記載する住所又は所在地並びに氏名又は商号等は、住民登録の内容と一致していなければならない。ただし、入札者が法人である場合は、商業登記簿に記載された内容と一致していなければならない。

(3) 入札書に記載する金額その他の数字は、アラビア数字（例：1、2、3）を使用しなければならない。

(4) 入札書に記載した金額に誤りがある場合は、訂正してはならない。この場合は、未使用の入札書に必要事項を改めて記入し、提出しなければならない。

(5) 一度提出した入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札書に記載した金額は税抜き金額とする。

１３．代理人

代理人となる者は、次の事項に違反してはならない。違反していると認めた場合は、当該入札を無効とする。

(1)　同一の物件について、入札者が他の者の代理人となること。

(2)　同一の物件について、2 人以上の代理人となること。

１４．無効となる入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1)　入札に参加する資格が無い者が提出したもの

(2)　必要事項の記載及び押印が無いもの

(3)　必要事項が不明瞭なもの

(4)　入札額が訂正されているもの

(5)　一つの物件に対して同一の者が 2 通以上提出したもの

(6)　委任状を提出しない代理人が提出したもの

(7)　この公告その他関係法令等に違反したと認められるもの

１５．開札の方法

開札は、入札が終了した後、入札者又は代理人立会いのもと直ちに行う。この場合において入札者又は代理人が立ち会えないときは、当該入札の実施に係る事務に従事している宇美町役場の職員以外の職員を立ち会わせるものとする。

１６．落札者の決定

落札者は、公売予定価格以上の金額で入札をした者のうち、最高価格にて入札をした者とする。

１７．最高価格となる入札額が同額の者が２名以上いる場合の取扱い

開札の結果、最高価格となるべき入札額が同額の者が２名以上となったときは、くじにより落札者を決定する。この場合においてくじを引かない者があるときは、当該入札の実施に係る事務に従事している宇美町役場の職員以外の職員が代わってくじを引くものとする。

１８．流会

入札者がいないとき、又は入札額が売却予定価格に達しないときは、入札会を流会とする。

１９．契約等に関する説明

落札者に対する契約等に関する説明を次の日時及び場所において行う。

(1)　日時　入札会が終了した後、直ちに

(2)　場所　宇美町役場　**西館２階　会議室**

２０．買受代金の納付

落札者は、次の内容に従い買受代金を支払わなければならない。この場合においては、現金又は小切手（ただし、先日付小切手を除く。）のいずれの方法によっても良いものとする。

(1)　買受代金納付期限　**契約日から令和８年12月17日（木）までの間**

(2)　納付場所　宇美町役場会計課又は宇美町が指定する金融機関

２１．落札決定等の取消し

町長は、落札者が次のいずれかに該当すると認めたときは、落札決定を取り消すことができるものとする。

(1)　落札決定後、この公告その他関係法令等に違反した事実があったと認められたとき。

(2)　落札者が買受代金納付期限までに買受代金を納付しなかったとき。

(3)　落札者が個人の場合にあっては死亡又は所在不明となった、法人の場合にあっては解散、破産又は設立許可の取消しがあったとき。

２２．落札を辞退した者又は買受代金を納付期限までに納付しない者に対する取扱い

落札者となった後に落札を故意に辞退した者又は買受代金を納付期限までに故意に納付しない者については、関係法令及び本入札に係る規定に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

２３．結果の公表

契約締結後、その落札内容（入札物件詳細、売却予定価格、入札参加者数、落札金額、法人個人の区分）を公表するものとする。

２４．名義変更に係る諸費用

名義変更に係る諸費用は、落札者が負担する。

２５．その他

この公告に定めのない事項については、宇美町契約規則その他関係法令等の規定に従うほか、町長が決定する。

２６．問合せ先

宇美町役場　地域コミュニティ課　危機管理係

Ｔ　Ｅ　Ｌ：(092)932-1111(代)　(092)933-5500(直)

E-mail：kikikanri@town.umi.lg.jp